

関西みらい資金集中・配分サービス 利用規定
(2025 年 5 月改定)

関西みらい資金集中・配分サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、関西みらい資金集中・配分サービス（以下「本サービス」といいます。）のご利用にかかる基本事項を定めたものです。本サービスのご利用にあたっては本規定の内容を十分理解し承諾のうえ、本サービスの利用申込を行うものとします。なお、本規定に定めのない事項は、その性質上準用が適切でないものを除き、普通預金規定等の各種関連規定の定めを準用するものとします。

I. 共通

第 1 条（利用申込）

1. 契約者は、本サービスの利用申込にあたり、「関西みらい資金集中サービス利用依頼書」、「関西みらい資金配分サービス（口座振替）依頼書」（以下「配分依頼書」といいます。）、及び「関西みらい資金集中・配分サービス（口座振替）依頼書」（以下「集中・配分依頼書」といいます。）を、関西みらい銀行（以下「当社」といいます。）に提出するものとします。
2. 当社は、各依頼書に記載された内容が正確であることを前提として本サービスを提供するものとし、当該内容に虚偽・誤りがあった場合であっても、それにより契約者が被る損害その他一切の不利益について、何ら責任を負わないものとします。

第 2 条（規定の変更等）

1. 当社は、本規定の変更が契約者の一般の利益に適合し、又は、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「関西みらい資金集中・配分サービス利用規定」を改定し掲示することにより、契約者に周知します。
2. 当社は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます。）以降、変更後の規定に従った取扱いを行うものとし、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなします。
3. 契約者は、本規定の変更に同意されない場合、本サービスの利用契約を解約することができます。

第 3 条（手数料）

1. 契約者は、当社に対して所定の手数料および消費税等を支払うものとします。
2. 前項の手数料の支払方法は、当社所定の方法によるものとします。

II. 資金集中サービス

第 1 条（サービス内容）

1. 集中・配分依頼書記載のとおり、ご指定の振替日（以下「振替日」といいます。）の業務終了後に、ご指定の振替金額（以下「振替金額」といいます。）を、ご指定の引落口座（以下「引落口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書、又は小切手によらず払戻しのうえ、当社所定の方法によりご指定の入金口座（以下「入金口座」といいます。）へ振り替えます。なお、振替済の通知は行いません。
2. 振替日における引落口座の資金振替時残高が次の①～⑥のいずれかとなるときは、当日の振替を取り止められたものとみなします。

- ① 「資金振替時残高を全額振替」の場合・・・資金振替時に残高が無いとき
 - ② 「資金振替時残高を一定額単位で振替」の場合・・・資金振替時残高が当該単位額未満のとき
 - ③ 「資金振替時残高のうち一定額を振替」の場合・・・資金振替時残高が当該一定額未満のとき
 - ④ 「資金振替時残高から一定額を控除した残高を振替」の場合・・・資金振替時残高が当該一定額以下のとき
 - ⑤ 「資金振替時残高から一定額を控除した残高を一定額単位で振替」の場合・・・控除後の残高が当該単位額未満のとき
 - ⑥ 「資金振替時残高が一定額以上となった場合に振替」の場合・・・資金振替時残高が当該一定額未満のとき。
3. 当社は、依頼書記載の内容を遂行するために必要な契約者や関連口座に関するデータや情報を参照することができ、また、依頼書に基づく処理内容について当該処理に関連する当事者に開示することができるものとします。

第2条（届出事項の変更・解約等）

1. 引落口座、入金口座、振替日、振替金額、その他振替内容を変更する場合、及び本サービスの利用契約を解約する場合、契約者は、速やかに書面によって当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出がなされ、当社内での手続きが完了するまでの間は、従前の依頼書の内容に従った処理が行われるものとし、これによって生じた損害その他当社の責めによらない事由により生じた損害等について、当社は責任を負いません。

Ⅲ.資金配分サービス

第1条（サービス内容）

1. 集中・配分依頼書に記載の引落口座の名義人が別途提出した配分依頼書に記載の条件に基づいて、集中・配分依頼書記載の入金口座に入金します。
2. 当社は、依頼書記載の内容を遂行するために必要な契約者や関連口座に関するデータや情報を参照することができ、また、依頼書に基づく処理内容について当該処理に関連する当事者に開示することができるものとします。

第2条（届出事項の変更・解約等）

1. 入金口座を変更する場合、及び本サービスの利用契約を解約する場合、契約者は、速やかに書面によって当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出がなされ、当社内での手続きが完了するまでの間は、従前の依頼書の内容に従った処理が行われるものとし、これによって生じた損害その他当社の責めによらない事由により生じた損害等について、当社は責任を負いません。

以上